

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書の見方

所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表に基づく）を差し引いて計算します。

給与収入額から給与所得控除額及び該当者のみ所得金額調整控除額を引いた金額が給与所得です。

右側の「主たる給与以外の合算所得区分」の該当箇所に★印が入ります。

総所得金額は給与所得とその他の所得計を合算したものを表示しています。

税額計算の基礎となる額です。ここでは、すべての所得を合計して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を表示しています。

分離課税

分離短期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得 (譲渡した年の1月1日現在で5年以下保有)
分離長期譲渡	土地及び土地の上に存する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得 (譲渡した年の1月1日現在で5年超保有)
山林所得	山林(立木)の伐採または譲渡による所得(5年内は事業または雑所得)
株式等の譲渡等	株式等の有価証券の譲渡による所得(平成22年度より所得税の確定申告で上場配当を分離申告し、株式等譲渡損失がある場合、その損益通算後の金額を表示します。)
先物取引	その決済が差金等決済である先物取引による雑所得

総所得金額①から所得控除合計額②を
差し引いた額を表示しています（①－②）。
（千円未満切捨）

年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税・特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得 所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	課税標準					総所得③ 分離短期譲渡 分離長期譲渡 山林所得 株式等の譲渡 先物取引
			営業所 業等	農業 漁業 林業	不動産 利当り	雑所得 その他	源泉 徴収額	
			総所得金額①					
所得 控除	雑損							
	医療費		障害・寡・勤					
	社会保険料		配偶者					
	小規模企業共済		配偶者特別					
	生命保険料		扶養基礎					
	地震保険料							
(摘要)			所得控除合計②					
住宅借入金等特別税額控除及び寄附金税額控除の適用がある場合は、それぞれ市民税・県民税の税額控除額を表示しています。			株式等の譲渡には、分離配当を申告した場合、損益通算後の金額を表示しています。					
※既納付額等⑫には、既納付額のほか、公的年金から引き落とし予定の市県民税額を含みます。 ※令和2年度以前該当で特別寡婦に該当の場合は「ひとり親」欄の左側、寡夫に該当の場合は「ひとり親」欄の右側に表示しています。								

税額	市民税 県民税	森林環境税		特別徴収税額	決定・変更月
		税率	税額		
税額	税額控除前所得割額④				
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
	均等割額⑦				
	税額控除前所得割額⑧				
	税額控除額⑨				
	所得割額⑩				
	均等割額⑪				
	森林環境税額⑫				
	年税額(特別徴収税額)⑬				
控除不足額⑭		充当・委託納付した額⑮			
既納付額等⑯		差引納付額⑰＝⑭－⑯			
変更前税額⑱		増減額⑲＝⑱－⑳			
変更月		月			

納 付 額	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
4月分	
5月分	

受 給 者 番 号	指 定 番 号
氏 名	宛 名 番 号
住 所	

4. 新たな特別取組の取組とのおり決定（変更）としたので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4（第321条の6）並びに神戸市市税条例第27条及び第28条の2（第28条の4）の規定によって通知します。この通知書に記載する事項に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。なお、処分等の取り消しに要する期間は審査請求はできなくなります。この特別取組取組決定（変更）の取消しを求める訴は、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として市長が被告の代表者とします。提起することができます。

② 処分等の取消しの訴は、前記の審査請求に対する裁決が確定した後でなければ提起することができません。①、②の裁決があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、③処分、執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分等の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先：078-647-9300
神戸市個人市民税担当

神戸市市税事務所長

神戸市
市税事務
所長の時

所得控除は、納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、
下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。

雑損	雑損控除額を表示	※各所得控除についての説明は、 通知書裏面または ホームページ上に 記載しています。
医療費	医療費控除額を表示	
社会保険料	社会保険料控除額を表示	
小規模企業共済	小規模企業共済等掛金控除額を表示	
生命保険料	生命保険料控除額を表示	
地震保険料	地震保険料等の控除額を表示	
障・寡・勤	障害者控除・寡婦控除・寡夫控除 (令和2年度以前該当分)・ ひとり親控除(令和3年度以降 該当分)・勤労学生控除額を表示	
配偶者	配偶者控除額を表示	
配偶者特別	配偶者特別控除額を表示	
扶養	扶養控除額を表示	
基礎	基礎控除額を表示	

※各所得控除についての説明は、
通知書裏面または
ホームページ上に
記載しています。

下記控除額の
合計額を表示
しています。

人的控除の内訳を表示しています。

扶養親族該当区分		本人該当区分	
控配	控除対象配偶者がいる場合 「★」を表示	未成年者	未成年者の場合「★」を表示
老配	老人控除対象配偶者がいる場合 「★」を表示	特障	特別障害者の場合「★」を表示
		他障	普通障害者の場合「★」を表示
		寡婦	寡婦の場合「★」を表示
特定	特定扶養親族の人数を表示	ひとり親(1)	ひとり親の場合「★」を表示
同老	同居老親等の人数を表示	特寡(2)	特別寡婦の場合「ひとり親」欄 の左側に「★」を表示
老人	老人扶養親族の人数を表示		
16歳未満	16歳未満の扶養親族の人数を 表示(控除対象外)	寡夫(2)	寡夫の場合「ひとり親」欄の 右側に「★」を表示
その他	一般扶養親族の人数を表示	勤労学生	勤労学生の場合「★」を表示
同障	同居特別障害者の人数を表示		
特障	特別障害者の人数を表示		
他障	普通障害者の人数を表示		
繰越損失	繰越損失がある場合「★」を表示		

(1)・・・令和3年度該当分
(2)・・・令和2年度以前該当分

課税総所得金額（③）に税率（市民税 8 %・県民税 2 %）を乗じて計算します。

定額減税、調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を表示しています。

所得割額⑥＝税額控除前所得割額（④）－税額控除額（⑤）です。

市県民税は前年の所得金額及び所得控除に応じて課税される所得割（⑥）と、均等割によって課税される均等割（⑦）があります。

年税額（特別徴収税額）⑨＝所得割額（⑥）＋均等割額（⑦）＋森林環境税額（⑧）

控除不足額⑩は、所得割額（⑥）により控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額です。

充当・委託納付した額⑪は、配当割額・株式等譲渡所得割額を市民税・県民税・森林環境税に充当・委託納付した場合の金額です。

既納付額等⑫は、当該年度分で市民税・県民税・森林環境税の納付済みの税額及び公的年金からの特別徴収税額（未納分を含む。）がある場合に表示します。

変更前税額⑬は減免申請などにより税額が変更になった場合、変更前の税額を表示します。